

【事案Ⅲ－6】自然災害共済金請求

・2019年10月31日 和解解決

<事案の概要>

申立人が、2018年9月発生 of 台風24号により、共済の目的である神社の建物が一部損壊したため、自然災害共済金を請求したところ、再取得価額の満額3,500万円のうち3,000万円しか共済金額として付帯されていないことを理由に提示された支払額を不服として、裁定の申立てがあったもの。

<申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

被申立人は、2018年9月発生 of 台風24号による神社建物の損害について、自然災害共済金として、7,386,509円を支払え、との判断を求める。

2. 申立ての理由

以下の理由から、被申立人の決定に対して不服である。

- (1) 共済加入時、再取得価額3,000万円を満額で共済金額として加入していること。
- (2) 被申立人が言う再取得価額が満額3,500万円であるという説明は23年間一切なかった。
- (3) 3,500万円という金額自体、鑑定した結果出された数字でないこと。
- (4) 申込書の3,500万円という数字をいつだれがどこで誰の同意のもとで書いたのか不明であること。

<共済団体の主張>

1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

2. 申立ての理由に対する答弁

申立人は、契約申込書に自身により記名・押印を行い、第1回共済掛金を払込の上、契約を有効に成立させており、被申立人はその契約申込の承諾を共済証書の発行にて通知し、申立人はこの共済証書を受け取っている。申立人は契約申込書に記載された契約内容(火災共済金額、再取得価額を含む)については同意しているものと解することが、社会通念上、妥当であると認識している。

<裁定の概要>

審議会において両当事者から契約時および共済金支払時の経過等について説明を求めたうえで、事案の性質ならびに紛争の早期解決の観点から、本件は和解により解決

を図るのが相当であると判断し、双方に和解解決を打診したところ、両当事者合意し、和解解決となった。